

紹介手数料(上限)

【サーチ／スカウト型】

成功報酬

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている金額)の 50 %

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定者や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 %